

団体名：苫小牧市町内会連合会

回答日：平成29年11月16日

要望書（回答）

1 街路灯(防犯灯)の整備費用に対する補助率の見直し

街路灯（防犯灯）のLED化につきましては、当面の交換、修繕を含め市の直営事業として取組んでいただき、町内会と致しましても、維持管理や経費の負担軽減につながり感謝しております。

しかし、各町内会では、将来的な修繕、交換に向けその経費財源を確保するため、毎年の事業予算から留保し積立をしているところがございます。

各町内会の積立に関する試算では、年間30万円以上の積立をしなければならない町内会があり、10年以降における交換費用についても、なお100万円以上の不足額が生じることとなり、交換が終了するまでには、3年以上の期間を要する町内会もあります。

こうした状況は、町内会規模や管理灯数にもよりますが、経常的な町内会活動の縮小を余儀なくされる結果を生じています。

一方で、市のLED化事業の予算上では、従前の電気料と比して50%程度の節減という大きな効果が現れています。

地域の安全は、地域が守るという町内会の役割や責務も認識しておりますが、町内会を取巻く様々な環境の中で、高額な積立金の留保及び将来的な不安解消に向け、現在の設置、交換、移設費用などに対する補助率の見直しと将来に向けた町内会の財源措置の在り方等について、改めてご検討いただきますよう要望を致します。

<試算例：管理灯数300灯、平成37年から39年に全灯交換が生じた場合>

1 交換予定経費総額	@42,000円 × 300灯	= 12,600,000円
2 市補助額	12,600,000円 × 3/5	= 7,560,000円
3 積立計画	300,000円 × 12年間	= 3,600,000円
4 不足額		▲ 1,440,000円

※ 不足額補填に向けては、年間420,000円程度の留保が必要になる。

5 電気料節減の効果額	
・平成23年度～平成26年度の平均	56,900,000円
・平成29年度予算額	28,539,000円

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

街路灯のLED化事業につきましては、電気料金の削減とともに、街路灯そのものを長寿命化させる目的で、平成27年度に約7500灯を市が一括して切り替え工事を行いました。また、事業の実施にあたっては、公費投入の効果が認められることから起債（国からの借入）により行うこととし、法的耐用年数の10年間については、従前は町内会が行っていた街路灯の管理を市が行うこととしています。

LED化の効果としましては、従来の防犯灯より長寿命化が計られたことにより、町内会負担となっていた3～4年に一度の水銀灯の交換がなくなることで、また、消費電力も

約2分の1から3分の1となり、市が負担する電気料金の節減などの財政的な効果のほか、従来の街路灯より明るくなった、また虫が寄り付かなくなり環境が改善されたなどの効果と併せて、概ね好評をいただいているところです。

街路灯につきましては、地域の安全安心を市と町内会との協働で守る観点から、維持管理費用のうち修繕に係る部分を市が5分の3、町内会が5分の2を負担し、電気料金については市が全額負担することとしております。

LED化事業につきましては、総事業費の約3億円のうち9割が起債となっており、電気料金の節減による財政効果はその償還に充てる必要があること、また安全安心の取り組みは、市と地域の協働なくしては成り立たないことを踏まえ、街路灯の維持補修に係る市の考え方については、従前と変わるものではないことをご理解いただきたいと思います。

また、街路灯の10年後の更新に向け、町内会に積み立てをお願いしておりますが、これはLED化以前から各町内会で行われていた街路灯の不点や移設、新設のため予算計上をされていた部分について積み立てをお願いしたものであり、金額を含め積み立てを強制しているものではないことをご理解願います。

なお、LEDは街路灯は製品化されてから歴史も浅く実績もないことから、更新及びそれに係る費用の見込み等については引き続き調査研究していくとともに、町内会全体及び個別の懸案等に係る支援等についても、協議してまいりたいと考えております。

2 町内会に協力要請をする業務の横断的な認識と情報の共有

市や社会福祉協議会が、町内会に対し協力を要請する福祉や防災活動においては、それらの対象者が重複する場合が多く見られます。

高齢化社会においては、地域福祉や防災対策の充実が必要不可欠であり、これらの取組では、行政や社会福祉協議会だけでなく、民生委員のみなさんを含めた地域の理解や協力が必要になるものと受け止めております。

また、事業の実施にあたっては、それぞれに根拠法令や制度が異なることから行政内部の所管や実施機関が異なることも認識をしております。

しかし、町内会においては、役員の高齢化等によりこれらの業務に協力できる役員等に限られる現実があります。

これらの取組にあたっては、「何処の部局が」、「いつ頃」、「どのような目的で」、「誰を対象者に」、「どのような業務（調査）」を実施するのか等、行政内部は基より社会福祉協議会など関係機関や団体との連携を図ることにより、必要な説明会なども時期をあわせて行うことが可能となり、町内会の負担軽減につながります。

こうしたことから、町内会との連携や協力を必要とする取組においては、是非とも行政内部の横断的な認識と情報の共有をお願いし、町内会の効率的な事業協力と負担軽減に向けたご理解を要望いたします。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

町内会におかれましては、地域における防災、防犯、福祉、交通安全など、協働のまちづくりの観点で様々な協力をいただいております。

しかしながら、少子高齢化に伴う町内会への加入者の減少や役員の担い手不足といった課題が山積する中、多様化する市民ニーズやきめ細かな対応が必要な地域案件など、町内会への依頼が必要な案件も増加しており、ご負担をおかけしていることについて大変申し訳なく思っているところでございます。

現在、庁内における町内会への依頼業務について、現状確認と効率化を目指して全庁的な調査を行っているところであり、今後は関係機関にも調査対象を広げながら、町内会への依頼についてはできるだけ効率的な方法で行うよう、負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

3 民生委員の推薦、選考方法の検討

民生委員、児童委員の推薦の在り方につきましては、これまでも色々な場面をお願いしてまいりました。 昨年は、一斉改選の時期であったため、各町内会長をはじめ町内会役員が大変苦勞し、一部の町内会では会長、役員、住民の間で幾つかのトラブルが生じたと聞いております。

市民生活を取巻く環境が大きく変化する中で、民生委員・児童委員の果す役割や期待が大きく、その必要性も理解をしております。

また、地域の事情を把握している町内会関係者が地域内の人選や推薦を行なうことが望ましいことにつきましても十分に理解をしております。

しかし、隣人関係の希薄化をはじめ、プライバシーの保護、さらに共働き世帯や退職後の就業など雇用関係も変化し、その人材の確保が年々難しくなっており、将来的な人選や選出の限界が懸念されます。

市におかれましても、次回の改選期に向け、時代変化に対応する現実的な対応について、道内他市や全国的な取組事例を参酌するなど、全市的な取組の再考を改めて要望いたします。

【回答】(福祉部総合福祉課 担当)

民生委員候補者の推薦につきましては、地域の実情や、住んでいる方をよく知っている町内会長をお願いしているところでございますが、高齢化が進み、地域福祉や在宅福祉の必要性が大きくなるにつれ民生委員児童委員の役割が高まっている社会情勢のなかで、全国的にも民生委員児童委員がなり手不足となり、その人選には大変苦慮されていることは認識しております。

市といたしましても、平成23年度からは推薦業務について町内会長や民生委員協議会等と協議を重ね、町内会に必要以上に負担がかからないよう推薦方法の見直しを進めてきているところでございます。

今後につきましても、民生委員制度や一斉改選に対する周知に努め、関係機関からの協力も仰ぎながら町内会や民生委員協議会と連携を図り、他市の取組方法も参考としながら人材確保に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

4 学校教育における地域（町内会）活動の啓発

町内会活動を取巻く環境は、市民の生活スタイルが変化するとともにプライバシー意識の高まりなどから地域や人との関わり方が複雑化し、様々な課題に直面しています。

一方で、市民参加が叫ばれる今日、地域住民の意思を反映させる根幹的な組織として町内会は重要な役割を担うとともに、防災対策などにおいては地域における絆の尊さが見直されています。

こうした状況は、本市ばかりではなく全国的な傾向として、マスコミ報道などで取り上げられる場面が多くなっております。

これらの課題解決に向けた取組の一つとして、子どもの時から地域活動への興味や意識を持たせる取組が必要との見方があり、学校教育の中で地域活動に関する学習や触れる機会を設けている自治体もあるように聞いております。

本市の町内会では、交通安全や防犯対策等「子ども達の見守り活動」をはじめ、世代間交流などにより学校と地域が連携を図る活動に取り組んでいます。また、一部の中学校では課外活動として「地域活動局」が地域のお祭りなどに参加するといった報道がされています。

こうした活動では、町内会役員が指導者の役割を担うとともに、子ども達の相談相手にもなり、地域と学校が一带となった教育が可能と考えられます。

町内会と致しましても、PTA役員や保護者の皆様との連携の在り方等について検討しなければならないものと認識をしておりますが、学校教育の中で地域活動の実践や意識啓発活動の取組みについてご検討いただきたく要望を致します。

【回答】（教育部学校教育課 担当）

少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加等により、子ども達を取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することで地域の将来を担う子ども達を育成するプランが文科省を中心に進められております。

本市においても学校と地域が目指す子ども像を共有し、地域が学校と同じ目線で子どもを育て、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進めるため、「コミュニティー・スクール（学校運営協議会制度）」の導入について検討しております。この地域住民・保護者等が学校運営に参画する仕組みによって、学校と地域が継続的・計画的に連携・協働し、それぞれの地域の実態に合わせた取組みが推進されるものと考えております。

また、「総合的な学習の時間」等の教育活動のなかで、地域資源を活用した実践を促進し、多くの方との交流や様々な体験を通じて、豊かな心の育成が図れるよう取り組んでまいります。

5 町内会加入促進の取組みに対する協力

時代の変化とともに複雑化する社会環境の中、全国的に町内会加入率の低下が進んでおります。それは本市も例外ではありません。

加入率の低下が、町内会の運営を難しくしている現状を打開すべく、町内会としても対策には取組んでおりますが、現状は厳しく、特に集合住宅の未加入については大変苦慮しております。

これまでも加入促進に対し、市に様々な取組みをしていただいておりますことは十分に理解しておりますが、町内会運営を維持していくうえで、今後も更なる町内会加入促進に対するご支援、ご協力を賜りますよう要望を致します。

【回答】（市民生活部市民生活課 担当）

町内会への加入率低下については、町内会の運営はもとより地域力の低下にも直結する問題であることから、市としましても喫緊の課題として認識しているところでございます。

本市ではこれまで市民向けのポスター、リーフレットの作成、及び転出入の繁忙期に合わせ市役所内に臨時窓口を設置し、各町内会への入会の呼びかけを行ったほか、市職員に対しましても町内会の行事参加や役員の就任などの協力要請を行ってまいりました。

また集合住宅の入居者に対する加入促進の取組みとしましては、宅建協会、不動産業者に対し町内会活動への理解、協力要請を行っているほか、新たな共同住宅の建築主に対し、入居者の加入促進の協力要請などにも取組んできたところでございます。

しかしながら、町内会への未加入者、特に集合住宅の入居者については全市的に加入率が低く、抜本的な取組みの見直しが必要であると考えているところであり、今後新たな方法についても検討しながら、町内会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。